

第2章 水害対策

【計画目標2】 浸水被害に備えたまちづくり

第2章 水害対策

第1節 区全域レベルの対策

1 治水対策

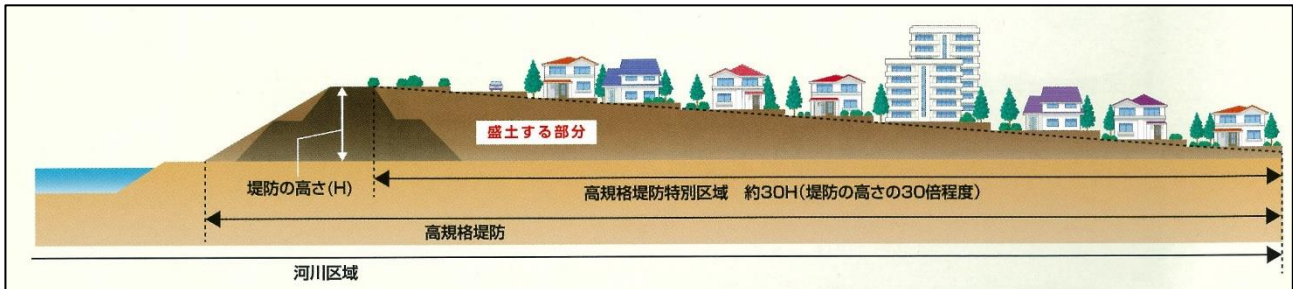
2-1-(1) 高規格堤防の整備

荒川下流部は、海面より低いゼロメートル地帯となっており、荒川の堤防が洪水などで壊れてしまう（これを「決壊」といいます）と氾濫水が市街地へ大量に流れ込みます。洪水による壊滅的な被害から首都圏を守るためには、「壊れない」堤防の整備が欠かせません。

区は、国に高規格堤防の整備促進を働きかけ、開発事業者等への情報提供や事業協力を促します。

【高規格堤防とは】

幅を広くならかな勾配（緩傾斜）で堤防を整備することで、予想を超える大きな洪水から堤防が壊れるのを防止します。この幅の広い堤防を高規格堤防と呼んでいます。



【出典：国土交通省 荒川下流河川事務所 発行資料】

【新田地区 工場移転を契機にした事業】



【関連する個別計画・事務事業等】

国・高規格堤防整備事業



担当所管	
国	関東地方整備局 荒川下流河川事務所 沿川再開発課
足立区	都市建設部 都市建設課

2-1-(2) スーパー堤防の整備

東京都では、高潮や大地震による水害から東部低地帯を守るため、昭和60年から東部低地帯を流れる主要5河川（隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川）において、スーパー堤防の整備を進めています。

区は、都にスーパー堤防の整備促進を働きかけ、開発事業者等への情報提供や事業協力を促します。

【スーパー堤防とは】

コンクリートの防潮堤に変わり、盛土により構成された幅の広い堤防を整備することで、地震への安全性が向上し、うるおいのある水辺空間が創出されます。この幅の広い堤防をスーパー堤防と呼んでいます。



スーパー堤防整備前



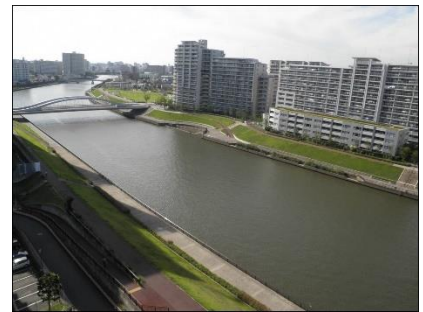
スーパー堤防整備後



【千住大橋地区】



【千住桜木地区】



【新田地区】

【関連する個別計画・事務事業等】

都・スーパー堤防等整備事業



担当所管	
東京都	建設局 河川部 計画課
足立区	都市建設部 都市建設課

2-1-(3) 調節池の整備促進

国は、首都圏を水害から守るため、これまで荒川放水路等の掘削や堤防整備、洪水の一部を貯留するハツ場ダム、荒川第一調整池等の洪水調節施設等の整備を実施してきました。現在は、荒川第二・第三調整池の整備を進めています。

区は、今後も荒川沿川6区と連携して、国に調整池の早期整備促進を働きかけていきます。

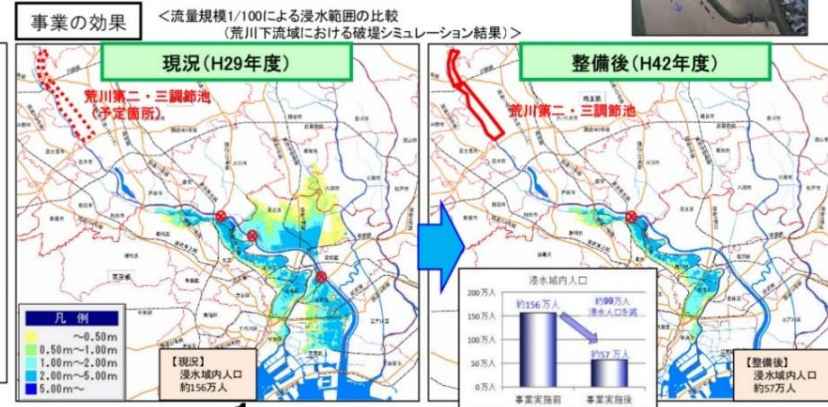
荒川第二・三調節池事業の概要

- 荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内には、日本の人口の約8%が集中しています。特に埼玉県南部及び東京都区間沿川は人口・資産が高密度に集積している地域となっています。
- 荒川の治水安全度向上のための抜本的な対策として、広い高水敷を活用した調節池の整備に着手しました。



事業の内容

- 場所 埼玉県さいたま市、川越市、上尾市
- 全体事業費 約1,670億円
- 事業期間 平成30年度～平成42年度 (2018年度～2030年度、13年間)
- 事業内容 荒川第二・三調節池の整備
面積 約760ha(第二:約460ha,第三:約300ha)
治水容量 約5,100万m³
(第二:約3,800万m³,第三:約1,300万m³)



【出典：国土交通省関東地方整備局HP資料】

【関連する個別計画・事務事業等】

国・荒川調整池工事事務所



担当所管	
国	関東地方整備局 荒川調整池工事事務所
足立区	都市建設部 都市建設課

2-1-(4) 高台まちづくりの検討

東京東部地域には、海面水位よりも低い、いわゆる「ゼロメートル地帯」が広範囲に広がり、ひとたび大水害が発生すると長期間の浸水が想定されます。

令和元年東日本台風では、浸水しない区域に避難する広域避難を実施するうえで、移動手段となる公共交通機関の計画運休や、浸水しない避難先の確保が不十分であるなど、多くの課題が明確になりました。

そのため、治水施設の整備を加速化するとともに、河川沿いの地域だけでなく駅前等の既成市街地においても、いざという時の緊急避難場所となる高台を確保する必要があります。区は、国、都、荒川沿川6区と連携し、避難ができなかった場合でも、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進するとともに、分散避難の加速化に努めます。



【出典：国土交通省HP資料】

モデル地区の設定等による高台まちづくりの検討、推進

○ 地域ごとに浸水深、浸水継続時間などの水害リスクが異なることから、国、都、地元区等が一体となり、避難のあり方や排水対策等を踏まえた高台まちづくりのあり方の検討や、モデル地区を設定し、具体の地域における高台まちづくりの実践に取り組む

※令和2年12月15日時点のものであり、今後、関係機関における検討や調整等を踏まえ、修正・追加等を適宜行う。

〔板橋区〕
 > 舟渡地区・新河岸地区「水防災 ひと・まちづくり」検討
 ・コミュニティタイムラインと連動した避難方策の検討
 ・加えて、まちづくりの可能性を踏まえた避難場所の確保策に関する検討

〔墨田区、江東区、北区等〕
 > 大規模水害時の避難等を踏まえた高台まちづくりのあり方についての検討

〔江戸川区〕
 > JR小岩駅周辺地区高台まちづくりの推進方策の検討
 ・避難スペースを確保した建築物の整備・確保
 ・民間活力を活用した建築物、高台の整備
 ・浸水リスク想定を踏まえた、建物間移動を可能とする通路の整備

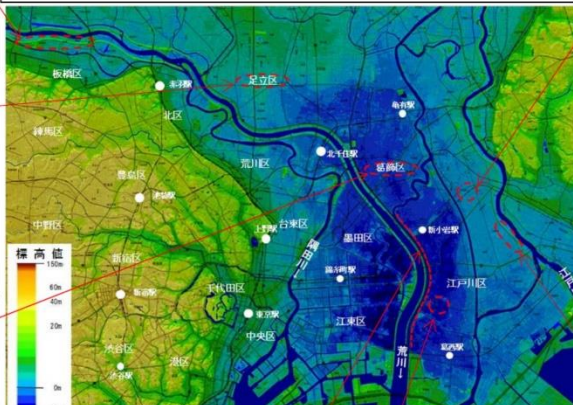


〔足立区〕
 > 災害に強い拠点づくり構想の検討
 ・公共施設等を活用した災害に強い拠点づくり構想の検討
 ・防災計画（コミュニティ・タイムライン策定、高台等を活用した避難場所・防災拠点の配置計画等）の検討

〔葛飾区〕
 > 葛飾区浸水対応型市街地の検討
 ・治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備
 ・避難所となる公共施設の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進
 ・様々なレベルでの民間施設の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進

〔葛飾区、江戸川区〕
 > 中川左岸（荒川並行区間）における高台まちづくりに向けた堤防整備方策の検討
 ・中川左岸（荒川並行区間）における高規格堤防・スーパー堤防実施中地区の整備推進及び高台まちづくりに向けた堤防整備方策の検討

> 新庁舎建設に合わせた船堀地区における高台まちづくりの検討
 ・避難スペースを確保した建築物の整備・確保
 ・建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備
 ・民間活力を活用した建築物、高台の整備

> 篠崎地区周辺の高台まちづくり（高台化）の検討
 ・高規格堤防、都市計画道路及び都県橋、土地区画整理などの課題に一体的に取り組む高台まちづくり
 ・都市計画道路及び都県橋の早期完成を目指す事業手法の検討
 ・「篠崎公園地区」高台まちづくりを促進する事業手法の検討

【出典：国土交通省HP資料】

【関連する個別計画・事務事業等】

国・高台まちづくり推進方策

都・災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議



担当所管	
国	関東地方整備局 荒川下流河川事務所 沿川再開発課
東京都	市街地整備部 企画課
足立区	総合防災対策室 災害対策課 / 都市建設部 都市建設課

第2節 地区レベルの対策

2 避難所等の整備

2-2-(1) 分散避難等の徹底

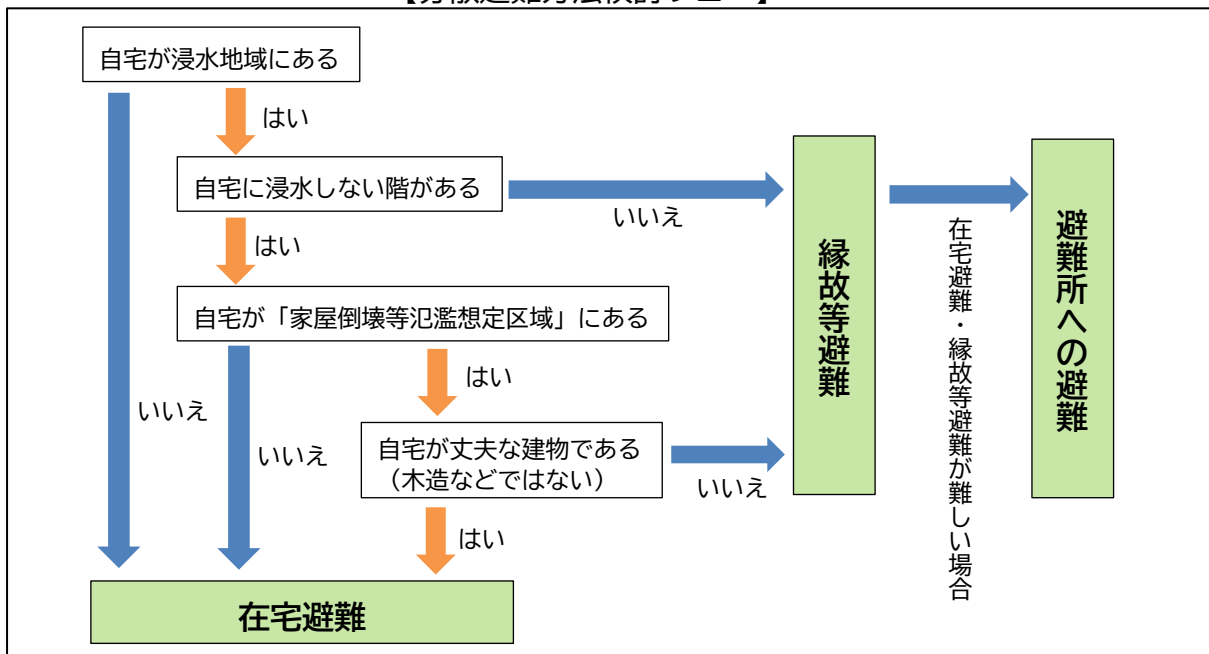
感染症を考慮した場合に理想とされている避難所の1人あたりの面積(4㎡)を確保すると、現在の区全体の避難所受け入れ人数は約6万人となり、従来想定していた約30万人(1人あたり約0.8㎡で計算)より約24万人少なくなります。

そのため水害の危険が迫った場合、避難所での3密を避けるためにも、避難所以外(自宅、親戚、知人の家等)へも分散して避難していただく必要があります。

区は、避難所の確保を継続しつつ、「分散避難」の周知を徹底し、区民の命を守る取り組みを推進します。

また、浸水リスクが高く、対策が急がれる地域のコミュニティタイムライン(事前防災行動計画)の策定を支援します。

【分散避難方法検討フロー】



あわせて区では、令和3年度から、避難行動要支援者を対象として、水害を想定した「個別避難計画書」の作成に着手しました。

「災害時安否確認申出書」の回答を基に、浸水リスクや自力避難の可否、支援者の有無等から、5段階(A～E)の優先区分を設定し、順次計画書を作成しています。

家族構成や介護・障がいの度合い、居住形態など様ではないため、実情に沿った避難方法や避難先を記載した計画になるよう、1件ずつ訪問して作成するとともに、作成した計画書は毎年内容を確認・更新していきます。

足立区内の
避難行動要支援者

約 24,000 人

- ・ 要介護度 3～5
- ・ 身体障害者手障 1～3 級
※ 3 級は条件有り
- ・ 愛の手帳 1～2 度
- ・ 障害支援区分 4～6

【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針：内閣府(防災担当)】

令和3年の災害対策基本法改正を踏まえて、優先度が高い避難行動要支援者から、概ね5年程度で作成に取り組むこと。



【出典：足立区洪水ハザードマップ（令和4年4月発行）】



【出典：東京マイ・タイムライン】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・水害時の避難



区・ハザードマップ



区・個別避難計画書



都・風水害対策



【施策】2-2-(1) 分散避難等の徹底			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
コミュニティタイムラインに基づいた避難訓練を実施した地区数 ^{※1}	1地区	10地区	12地区
コミュニティタイムライン策定地区数 ^{※1}	1地区	10地区	12地区
個別避難計画書作成率（優先区分A・B） ^{※2}	— (令和3年度事業開始)	100%	100%

※1 河川氾濫時に浸水リスクが高く、対策が急がれる荒川沿川の地区町自連を基本の単位とした12地区についてコミュニティタイムライン策定を進める。

※2 新たに優先区分A・Bに該当となった方の計画作成とともに、すでに作成した方の内容更新を毎年訪問確認により行う。

優先区分C～Eについては、浸水リスクや支援者の有無、自力避難の可否など要支援者の実情に応じた作成・支援方法を今後検討する。

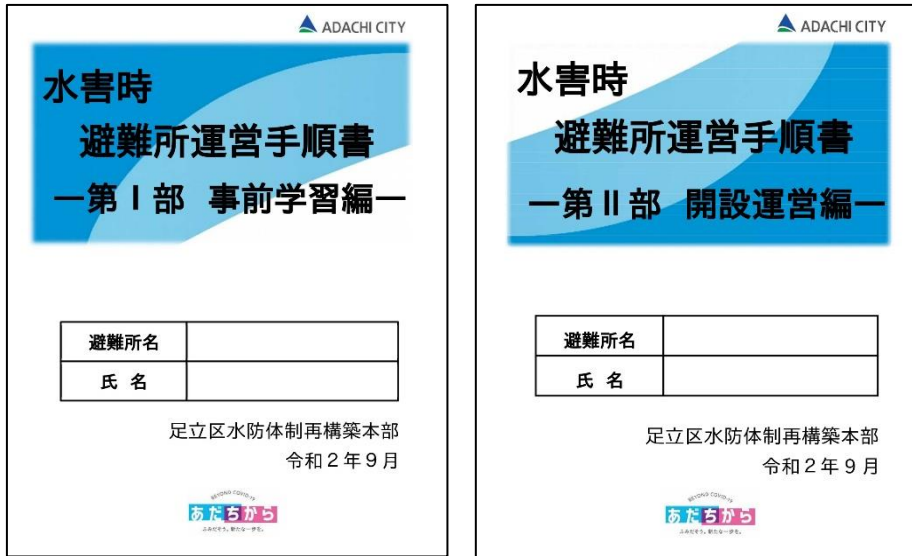
担当所管	
東京都	総合防災部 防災計画課
足立区	総合防災対策室 災害対策課 / 福祉部 福祉管理課

2-2-(2) 避難所運営の体制強化

令和元年東日本台風の際、区が開設した避難所では、各避難所運営会議のメンバー・学校関係者・区職員との意思疎通が不十分で、且つ統一的な対応ルールもなかったことから、やむをえず避難所ごとに異なった対応となっていました。

この経験を踏まえ、区では、令和元年11月に水防体制再構築本部を立ち上げ、水災に対する全庁的な対応を進めてきました。

その一環として、避難所の立ち上げから運営、閉鎖について事前に決めておくべき統一ルールや対応方針を掲載した『水害時避難所運営手順書』を作成しました。今後は、避難所ごとの「開設手順書」に基づいた訓練を実施していきます。



【関連する個別計画・事務事業等】

区・水害時避難所運営手順書



区・避難所でのルール



都・避難所管理運営の指針



【施策】2-2-(2) 避難所運営の体制強化			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
「水害時避難所運営手順書」を作成済みの避難所数※	113か所	165か所	180か所
「水害時避難所運営手順書」に基づいた開設訓練を実施した避難所数※	34か所	165か所	180か所

※ 大規模水害時に区が開設する避難所（緊急避難建物・一時避難施設）のうち、区職員を派遣する避難所を対象としている（令和2年度当初164施設が対象）。

担当所管	
東京都	福祉保健局 少子社会対策部 計画課
足立区	総合防災対策室 災害対策課

2-2-(3) 垂直避難施設の確保

大規模な水害が発生・または発生するおそれがあり、かつ、近隣住民等が高台などの安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合などのために、垂直避難先の確保に努めています。

区では区営住宅の空き住戸を避難先として確保するとともに、都と連携し、都営住宅の空き住戸確保についても推進していきます。



都内初 — 東京都と協定締結 —

水害時の緊急避難先として都営住宅を活用

！ここがポイント！

- 都内初の取り組みとして、大規模な水害発生時の緊急避難先として都営住宅の空き住戸が使用可能になりました。協定締結日は6月15日（月）です。
- 主に都営住宅の低層階にお住まいの方、周辺住民が垂直避難先として活用可能です。
- 令和2年度は11団地で16戸の空き住戸が活用可能（予定）です。緊急避難先としての管理運営は足立区が行います。

【出典：足立区プレスリリース資料（令和2年6月）】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・水害緊急避難建物

都・大規模水害時における都営住宅等の共用部分・空き住戸の活用



【施策】2-2-(3) 垂直避難施設の確保			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
垂直避難先として確保した区営住宅空き住戸数	19戸	24戸	29戸
垂直避難先として確保した都営住宅空き住戸数	16戸	35戸	50戸

担当所管	
足立区	総合防災対策室 災害対策課 / 建築室 住宅課

第3節 建築物レベルの対策

3 建築物の水害対策

2-3-(1) 学校施設の水害対策

令和元年東日本台風を受けて、区民等に浸水リスクを実感してもらうため、避難所となる区内の小・中学校等に、荒川等が氾濫した際の想定浸水深を示す看板の設置を行いました。また、令和3年2月より、区内電柱700箇所にも想定浸水深を示す看板の設置を進めています。

今後は、令和2年に改正した公共施設等整備基準および公共建築物整備基準に基づき、浸水深を考慮した学校施設の整備を進めていきます。

【区内の小・中学校等に設置した想定浸水深看板】



【区内電柱に設置を進めている看板】



設置箇所	令和2年度設置数	令和3年度設置予定数	総設置予定数	備考
電柱	122箇所	578箇所	700箇所	環七以南100m、以北150m間隔

【関連する個別計画・事務事業等】

区・公共施設等整備基準



区・公共建築物整備基準



【施策】2-3-(1) 学校施設の水害対策			
施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
浸水深を考慮した区内小・中学校の新築数 (設計中を含む)(令和3年度からの累計)	1校※1	6校※2	10校※3

※1 北鹿浜小・鹿浜西小統合校。

※2 東綾瀬中学校、東洲江小学校、宮城小学校、千寿常東小学校、洲江中学校を想定。

※3 中川小学校、花畑小学校、第十四中学校、大谷田小学校を想定。

担当所管	
足立区	総合防災対策室 災害対策課 施設営繕部 中部・東部・西部地区建設課 / 都市建設部 都市建設課

【(参考)戸建て住宅等の半地下建物・地下室の安全対策】

半地下建物、地下室では 浸水被害に十分なご注意を!

半地下建物、地下室では、

●道路面から建物に、雨水が流れ込みやすく、浸水するおそれがあります。

また、流れ込んだ水圧によりドアが開きにくくなり危険です。

・浸水のおそれがあるときは、半地下部などへ入らないようにしてください。

・浸水防止のための土のう、水のう、止水板などを準備してください。

●豪雨時に下水道管内の水位が上昇することにより、道路面より低い場所にトイレや風呂場などがあると、下水が逆流する場合があります。

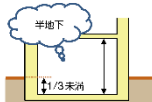
・汚水用排水ポンプ槽などを設置し、下水が逆流しない構造にしてください。

○東京都下水道条例施行規程第5条では、「地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない」と規定しています。

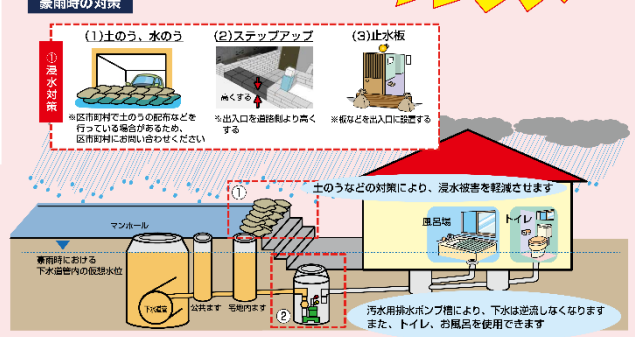
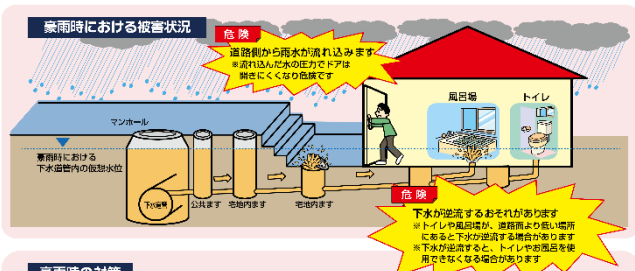
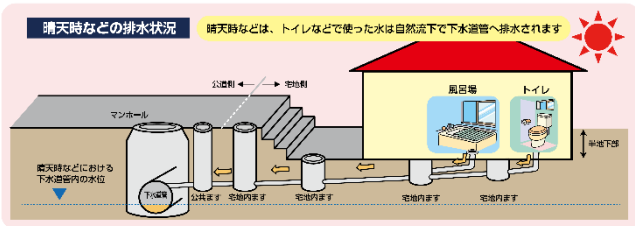
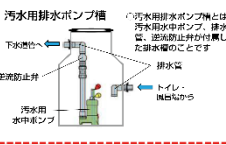
【詳細については下水道局にご相談ください】

半地下建物とは？

○建築基準法では、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高きの3分の1以上のものを、地階と定めています。これに該当しないものは、一般的に半地下と呼ばれています。



② 下水道管からの逆流防止対策



【出典：東京都下水道局資料】

【施策】2-3-(2) 高層建築物、地下街の安全性の向上			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和5年度	目標 令和12年度
特定建築物定期報告率	80%	85%	90%

担当所管	
東京都	下水道局 東部第二下水道事務所
足立区	都市建設部 都市建設課 / 建築室 建築審査課

2-3-(3) エレベーターの安全性の向上

浸水被害が生じた場合、停電によるエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立する恐れがあります。

このため、区、都、住民、関係団体等が連携し、エレベーター閉じ込め防止策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料、簡易トイレ等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との共助の仕組みづくり等、高層建築物の各課題に対する取り組みを進めていきます。

【エレベーターの安全対策】

機関名	対策内容
区（施設営繕部、都市建設部）	・ 区施設におけるエレベーターの停電時自動着床装置の設置
医療機関	・ 医療機関におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の実施
都	・ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ・ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進 ・ 「挟まれ防止対策」と「閉じ込め防止対策」の必要性の普及啓発
一般社団法人日本エレベーター協会	・ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ・ エレベーター閉じ込めに対する救出体制の構築

【関連する個別計画・事務事業等】

区・地域防災計画



都・地域防災計画（風水害編）



都・既存エレベーターの安全対策



【施策】 2-3-(3) エレベーターの安全性の向上

施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
区施設におけるエレベーターの停電時自動着床装置※の設置割合	72%	75%※1	78%※2

※ 停電時にエレベーターを最寄り階に着床させる装置。

※1 中間値：区有施設のエレベーター144台中108台設置予定（昇降機改修計画による）。

※2 目標値：区有施設のエレベーター144台中112台設置予定（昇降機改修計画による）。

担当所管	
東京都	市街地建築部 建築企画課
足立区	施設営繕部 中部・東部・西部地区建設課 / 建築室 住宅課

第3章 区民等と一体となった復興体制の整備

【計画目標3】 被災時における復興体制の整備

第3章 区民等と一体となった復興体制の整備

第1節 被災に備えた職員の取り組み

1 都市復興マニュアルによる役割の明確化

3-1-(1) マニュアルに沿った復興体制の整備

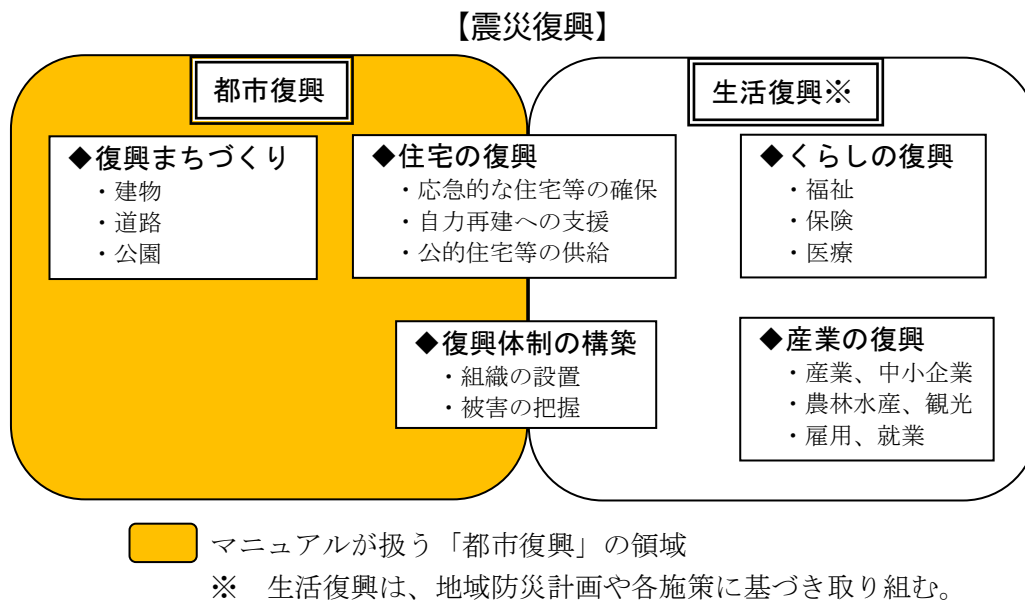
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、社会経済機能が高度に集積した都市を直撃した初めての直下型地震で、多くの人命が犠牲となり、都市機能は崩壊し、大きな被害をもたらしました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大な被害をもたらす等、極めて大規模で、これまでの被害想定をはるかに超えるものでした。

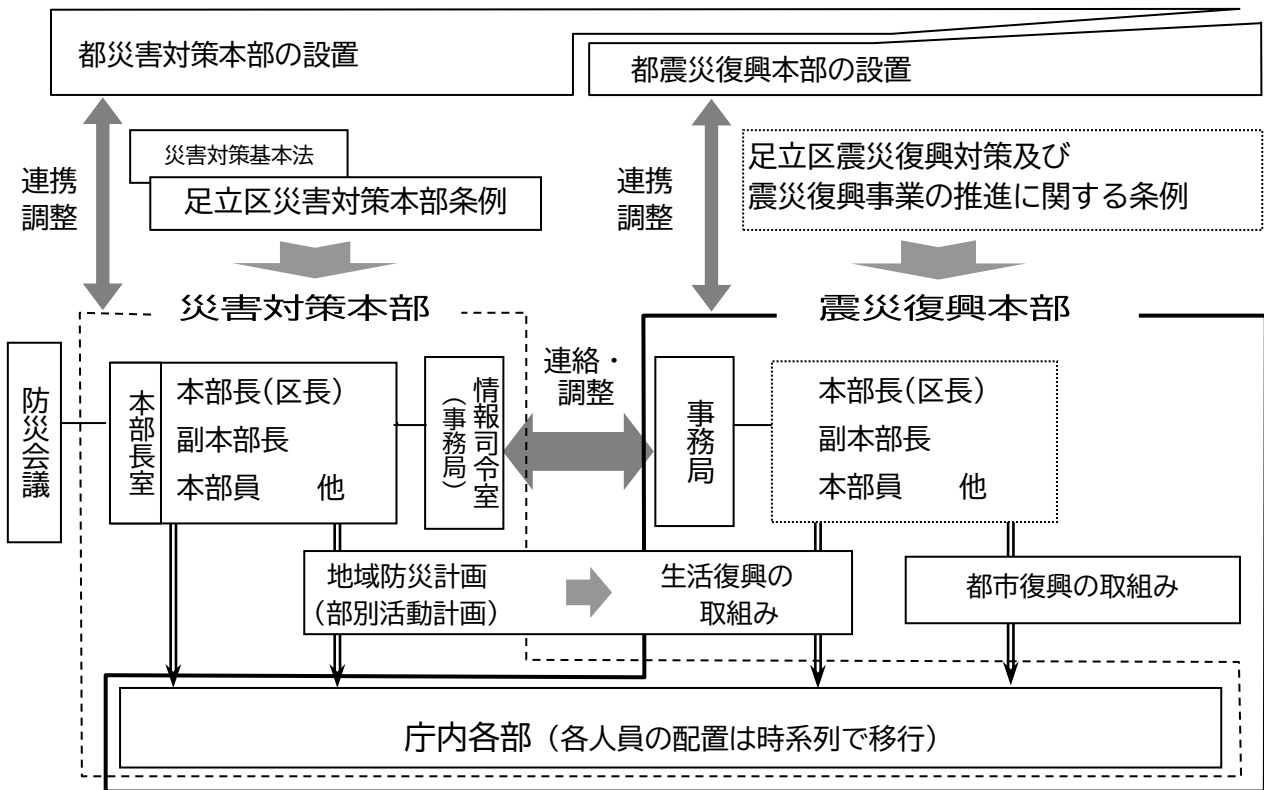
さらに、近年では、気候変動による豪雨災害が頻発しており、令和元年東日本台風など、水害に対する備えも喫緊の課題です。

こうした教訓を踏まえ、令和3年4月、大災害が発生し甚大な被害を被った際、迅速に復興まちづくりに取り組み、都市を再構築するための行動手順と計画立案の指針を示す「足立区都市復興マニュアル」の見直しを行いました。

本マニュアルでは、復興まちづくりを迅速かつ円滑に進めるために、東京都との連携と庁内担当部署の役割を明確化しました。また、平素から復興まちづくりの考え方について広く周知し、復興まちづくり訓練等の実施により、区と区民との共通認識を確立することが重要です。



【災害対策本部と震災復興本部の構成・関係】



区災害対策本部	区震災復興本部
<ul style="list-style-type: none"> 区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動推進を図るため必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、区災害対策本部を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部(情報司令室)に集まる被害概況により、被災の激しい地区があり、計画的な市街地の復興が必要な場合、区震災復興本部を設置 本部長は、震災復興に関する事業が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、区震災復興本部を廃止

【関連する個別計画・事務事業等】

区・都市復興マニュアル

都・復興に向けた東京都の備え



担当所管	
東京都	総務局 / 都市整備局
足立区	都市建設部 都市建設課

3-1-(2) マニュアルに沿った都市の復興

都や区は、大規模災害が発生した際、被害状況の把握や復興体制を構築するための「家屋被害の状況調査」を実施します。その後、都市復興の基本的な考え方をまとめた「復興まちづくり方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、具体的な取り組みをまとめた「地区復興まちづくり方針・計画」の策定等を行います。

なお、都市の復興にあたっては、都の震災復興グランドデザイン(平成13年5月)に掲げる「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」を踏まえ、広域的な観点からの復興都市づくりを進めていきます。

【都市復興のプロセス】

ア 避難生活期	
① 家屋被害の状況調査	<p>被災後直ちに被害がどの程度かを把握するため、都は災害種類別に被害区域と家屋の被害状況を調査・整理し、区はこれらの結果をもとに現地調査を行います。</p> <p>この調査結果を踏まえて、第一次建築制限区域指定に向けた準備および復興をどのように進めるかの検討を開始します。</p> <p>また、被災後1か月以内には、被害の詳細な状況を調べるため、区による住家被害認定調査を実施します。この調査結果に基づき、被災者に罹災証明書が発行されます。</p>
② 建築制限を行う地域	<p>復興まちづくりの方向性が定まる前に被災市街地で無秩序な市街地形成が進むと、計画的な都市復興の妨げとなるだけでなく、被災者の合意形成にも支障をもたらすことになります。そのため行政は、壊滅的な被災を受けた市街地内で面的な市街地整備が必要と考えられる区域において、建築を制限します。</p> <p>建築制限には「第一次建築制限」と「第二次建築制限」があり、第一次建築制限は、家屋被害調査によって概ね8割以上の家屋の焼失・倒壊が確認された地区を基本として指定します。</p> <p>第二次建築制限は、市街地改造予定地区^{*1}を基本として、無秩序なまちなみが形成されるおそれがあり、復興事業等の導入が必要な区域を指定します。</p>
③ 復興まちづくり方針	<p>区は、被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、被災後2週間以内を目途に復興まちづくり方針を策定します。策定にあたっては、家屋被害状況調査および第一次建築制限の設定内容を踏まえ、第一次建築制限区域と同時に公表します。</p>
イ 復興始動期	
① 合意形成の核となる地域復興協議会	<p>都市復興にあたっては、本格復興までの時限的な生活の場としての時限的市街地づくりに取り組み、そこでの生活を通じて復興まちづくりのあり方について、区と被災者で共通認識を深めていくことが必要です。その被災者の合意形成を育む核となるのが地域復興協議会です。</p> <p>区は地域復興協議会が活動を行う区域を「協働復興区」として認定し、協働復興区内での時限的市街地づくりや地域復興協議会の運営に対する支援などを行います。</p>

イ 復興始動期	
② 復興対象地区の指定	区は、家屋被害状況調査の結果を踏まえ、2週間以内を目途に計画的な市街地復興をどこの地域で進めるかの方針を定める復興対象地区の指定を行い、公表します。
③ 協働復興区の認定	地域復興協議会が住民主体の復興まちづくりを進めていく地域を、復興対象地区とは別に「協働復興区」として認定します。 協働復興区のうち、被災前から地域住民と区が復興まちづくりの検討を進めており、概ね合意形成がなされていたところでは、協働復興区の認定後、さほど時間を必要としないで都市計画決定がなされるケースが想定できます。
④ 復興まちづくり計画等の策定	復興まちづくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があります。そのため、復興まちづくり方針の考え方をより具体化したものとして、復興まちづくり計画（原案）を被災後2か月以内に、更には、この原案を踏まえて具体的な復興施策を体系的に取りまとめた復興まちづくり計画を被災後6か月以内に策定します。 同時に、原案で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るため、地区復興まちづくり計画を被災後6か月以内に策定します。
ウ 本格復興期	
① 復興事業の推進	復興都市計画や復興まちづくり計画等に基づき、区は復興事業を進めていきます。 なお、土地区画整理事業などの復興都市計画ではなく、地区計画や各種の任意事業によって復興まちづくりを進めることが適切と判断される地区（市街地修復予定地区※2）については、地域復興協議会が区と連携して復興まちづくり計画の検討などを進めていきます。 市街地修復予定地区で地域復興協議会の結成に至らなかった地区では、個別の建替えを区が必要に応じて支援していきます。 いずれの地区においても合意形成が成立したところから順次各種の都市復興事業を進めていきます。

※1 市街地改造予定地区：震災により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「公共施設の整備等」という。）について、抜本的な改造を予定する地区。

※2 市街地修復予定地区：震災により、相当数の建築物等の倒壊又は焼失、公共施設の損壊等の甚大な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する地区。

担当所管	
東京都	都市整備局
足立区	都市建設部 都市建設課

3-1-(3) マニュアルに沿った住宅の復興

住宅復興にあたっては、区民自らによる復興を基本として、復興まちづくりと連携しながら次の支援策を進めていきます。

【住宅復興のプロセス】

ア 住宅被害の調査等による使用可能住宅への対応	区を主体とした調査等により、住宅の被害状況、応急危険度判定等を実施の上、使用可能な住宅については、応急修理により、可能な限り使用できるよう支援体制を整えます。
イ 応急的な住宅の供給・確保	<p>自力で速やかに住宅を確保することができない被災者が避難所等から一日も早く出られるよう、応急仮設住宅等の供給量を早急に算定し、その整備のための施策を推進する必要があります。</p> <p>その際、被災者が状況に応じて選択できるよう、できるだけ多様な応急住宅対策を講じます。具体的には、利用可能な公的住宅等を確保します。また、使用可能な住宅の応急修理や応急仮設住宅の供給を行います。供給にあたっては、できる限り従前居住地での時限的な生活の場の確保に努め、コミュニティ維持を支援するなど、復興まちづくりとの連携を図ります。</p>
ウ 本格復興と自力での再建に対する支援	<p>本格復興に際しては、過去の震災での経験を踏まえ、自力での再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人による自力再建を側面から支援する施策の充実を図ります。</p> <p>併せて、地域復興協議会との連携・協力のもとにまちづくりの各種専門家による支援を促進するなど、住宅再建とまちづくりの連携を図ります。</p>
エ 民間住宅の供給支援	被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲マンションや戸建て住宅などを確保できるようにするため、多様な支援メニューにより民間住宅の供給を促進します。
オ 公的住宅の供給	上記の施策によってもなお自力での再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅を供給していくことが求められます。このため、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進します。

担当所管	
東京都	住宅政策本部
足立区	都市建設部 都市建設課 / 建築室 開発指導課 / 建築室 住宅課

2 復興まちづくり訓練等の実施

3-2-(1) 復興まちづくり訓練の実施

いざ被災した時に、迅速なまちの復旧・復興を実現させるためには、平素からの準備が重要です。

職員向けの都市復興マニュアルの検証を兼ねた研修のほか、危険度の高い地域の住民の方々と一緒に、まちの災害リスクや復興に役立つ資源を事前に確認し、地区ごとの復興計画を前もって考える「復興まちづくり訓練」を実施していきます。

復興まちづくり訓練

あなたのまちに伺います

大規模災害発生～6か月までの
**一緒に
まちの復興
シミュレーション
しませんか？**

まちの災害リスクや
資源を知る機会に。

災害に備えて、まちの災害リスクや復興に役立つ資源(被災時に役立つ箇所、被災後も大切に残したいもの)を事前に知ることは重要です。防災の視点でまちを歩き、災害発生から被災後6か月までの間、まちをどのように復興させていくべきかを一緒に考えてみませんか。

台風19号荒川河川の増水

まちの復興

シミュレーション

復興まちづくり訓練

所要時間
2～3日間

参加するとこんなメリットがあります！

被災前

- 防災意識を高め、地域のつながりが強化
- 地域の災害リスクや復興時に活用できる資源等を再発見
- まちの防災上の課題を解消

被災後

- 速やかに復興に向けた地域の体制を整えられる
- 円滑に復興に向けた地域での話し合いを行える

訓練は下記の流れで進めていきます！

- 1 復興まちづくりを知る

発災から震災復興までの流れを知り、都市復興の考え方や地域の災害リスクを学びます
- 2 まちを歩いて見つける

まちを歩きながら、危険な所、避難の障害になりそうな所、被災時に役立つ箇所、被災後も大切に残したいもの等、まちの課題や魅力を見つけていきます
- 3 復興まちづくりを考えていく

まち歩きで見つけたリスクや資源をもとに、被災後にどのようにまちを復興していくべきかを考えていきます

下記の電話もしくはメールでご相談ください

足立区 都市建設部 都市建設課 都市計画係
電話 03-3880-5280(直通)
Eメール tosikeikaku@city.adachi.tokyo.jp

参加したい
町会・自治会は

【出典：足立区復興まちづくり訓練啓発用リーフレット】

【施策】3-2-(1) 復興まちづくり訓練の実施			
施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
職員復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	1回	5回	10回
区民との復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	—	4回	9回

担当所管	
東京都	市街地整備部 企画課
足立区	都市建設部 都市建設課

3-2-(2) 被災地応援派遣体制の整備

区は、相互応援協定を締結している地方自治体の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応援協定締結自治体が通常業務に一刻も早く戻れるよう、日頃から応援派遣体制の整備に努めます。

被災地への応援派遣は、区職員及び関係防災機関のほか、一般ボランティアによる救援組織を編成します。なお、応援派遣の優先順位は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三に復旧・復興になります。

区は、応援協定自治体と定期的に協議を行うなどして、災害時の応援に支障のないよう努力するとともに、協定締結自治体の拡大に努めます。

【災害時相互応援協定の締結状況】

協定内容	協定締結先
1 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	東京23区
2 海溝型地震対策	新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、千葉県鋸南町、千葉県富津市、長野県山ノ内町、山梨県山中湖村、福島県相馬市、宮城県美里町、岐阜県多治見市
3 直下型地震対策	埼玉県八潮市、川口市、草加市、蕨市、戸田市

【主な被災地応援派遣の実績】

災害名称	応援派遣先
1 東日本大震災	福島県相馬市
2 令和元年台風第15号	千葉県鋸南町
3	千葉県富津市

